

## ご活用ください！ 寄居町修学資金給与制度

町では、町内在住の高校生で、修学の意欲を有しながら経済的な理由により高等学校での修学が困難な方を対象に、修学に要する資金の一部を給与します。

### ▶対象／次のいずれにも該当する方

- ①生年月日が平成21年4月1日以前の方
- ②令和4年4月1日以降新たに高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部に入学し在学中で、在学期間が3年以内

### ▶修学生の条件／次のいずれにも該当する方

- ①町内に引き続き6カ月以上住んでいる
- ②正規の修業年限の勉学に耐えられる性行の善良な方で、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の高校生

### 対象となる世帯の例

- 生活保護受給世帯 ○『生活保護法』による保護が停止または廃止となった世帯
  - 町民税が非課税の世帯 ○『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給している世帯
  - 家計が急変した世帯
- ※このほかにも給与を受けられる場合もあります。詳細はお問い合わせください。

### ▶修学金の額／月額 **5,000** 円

### ▶申請方法等／次の書類を教育総務課へ提出してください。

- ①修学資金給与申請書
- ②在学等証明書(町で定めた様式のもの)
- ③経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文书の写し等

### 4月分からの認定を希望する場合

4月30日(火)までに必要書類(在学証明書は4月1日以降に発行されたもの)を提出してください。

### 5月分以降の認定について

- 毎月15日までに必要書類を提出した場合  
⇒ 申請月から認定対象
- 16日以降に必要書類を提出した場合  
⇒ 翌月分から認定対象

☎ 教育総務課 ☎581・2121内線512

## 10月1日採用 寄居町職員を募集します！

令和6年10月1日採用の寄居町職員を募集します。

### ▶職種・募集人数

一般事務 **5** 名程度



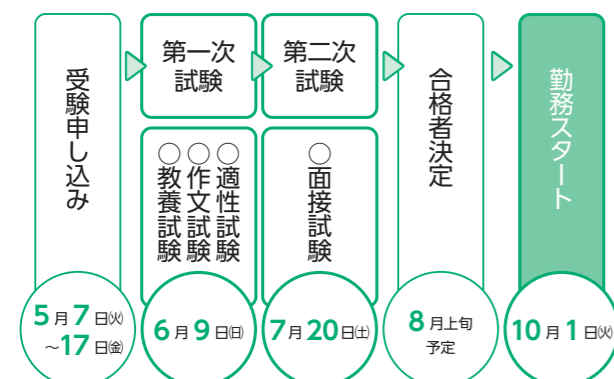
◀インターネット申し込み

### ▶受験資格

『学校教育法』で定める高等学校卒業以上の学歴を有する方(令和6年9月までに卒業見込みを含む)で、平成元年4月2日以降に生まれた方

### ▶申込方法

インターネットのみ。詳しくは町公式ホームページをご覧ください。



☎ 総務課 ☎581・2121内線313・315

## 手当額改定のお知らせ

4月からの児童扶養手当等の各手当額(月額)は、表のとおりです。

手当名		月額
①児童扶養手当	本体額	全額支給 45,500円
		一部支給 45,490円～10,740円
	第2子加算額	全額支給 10,750円
		一部支給 10,740円～5,380円
	第3子以降加算額	全額支給 6,450円
		一部支給 6,440円～3,230円
②特別児童扶養手当	1級 55,350円	
	2級 36,860円	
③障害児福祉手当	15,690円	
④特別障害者手当	28,840円	
⑤経過的福祉手当	15,690円	

☎①、②子育て支援課 ☎581・2121内線204

③～⑤福祉課 ☎581・2121内線125

## 「福祉3医療」現物給付の対象医療機関等が拡大します！ ひとり親家庭等医療費・こども医療費・重度心身障害者医療費

4月から、町と協定を締結した施術所でも現物給付方式に対応します。現物給付とは、医療機関等の窓口で、健康保険証と町が発行する受給者証を提示することにより、医療保険制度の適用される医療費の一部負担金を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みのことです。

### ▶対象医療機関等／町と協定を締結した町内施術所

※施術所とは「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師」が施術を行う施設のことです。

### ▶実施期間／令和6年4月施術分から

### ▶対象／福祉3医療の受給資格がある方

### ▶現物給付にならない(償還払いとなる)場合

- 町と協定を結んでいない施術所を受診した場合
- 一施術所当たりの1カ月の支払いが2万1,000円以上となる場合(保険適用分施術に限る)
- その他町が定めた条件に該当する場合

※現在使用している受給者証は引き続き使用することができます。※施術所により、現物給付方式に対応していない場合があります。

償還払いとは、医療保険制度の適用される医療費の一部負担金を医療機関等の窓口で支払い、町に申請することにより、支払った分の一部負担金の支給を受ける仕組みのことです。償還払いとなった場合は、町担当課窓口へ領収書を添付して申請を行ってください。

☎ 共通 ☎581・2121

- ひとり親家庭等医療費・こども医療費について  
子育て支援課 ☎内線203～206
- 重度心身障害者医療費について  
福祉課 ☎内線125



## 産後ケア事業利用料金(利用者負担額)の減免を開始します！

町では、4月から産後ケア事業の利用料金の減免を開始します。安心して子どもを育てることができるよう、産後ケア事業をより利用しやすくすることで、出産後の子育てを家庭を支援します。

### 産後ケア事業

病院・助産所や自宅で、授乳や沐浴などのアドバイス、育児相談、お母さんの体調管理について、助産師等によるサポートを受けることができます。利用できる方は、寄居町に住民票のある生後12カ月未満の赤ちゃんとお母さんです。

### ▶利用料金等

ケアの種類	宿泊型	日帰り型	訪問型
利用時間	開始日の午前10時から最終日の午後4時まで	午前10時から午後4時まで	1回2時間以内
利用料金(利用者負担額)	4,500円/日	3,200円/回	1,500円/回
利用回数	7日まで(分割利用可)	7回まで	7回まで
★減免について	ケアの種類に関係なく、通算5回まで1回最大2,500円分の減免があります。 ※通算6回目以降の減免はありません。		

※住民税非課税世帯および生活保護世帯は、減免により利用料金はありません。

### ▶利用例・利用料金の考え方

宿泊型2泊3日  
13,500円 - (減免2,500円×3日分)  
=利用料金6,000円(食事代含む)

日帰り型1日  
3,200円 - (減免2,500円×1回分)  
=利用料金700円(食事代含む)

訪問型1日  
1,500円 - (減免1,500円×1回分)  
=利用料金0円  
※事業者による実費負担があります。

日帰り型1日(通算6回目)  
利用料金 3,200円(通算6回目以降の減免はなし)

▶利用したいときは、妊娠中から相談に応じますので、すくすくテラスへご相談ください。申し込み方法や利用できる病院・助産所については、町公式ホームページをご覧ください。

☎ すくすくテラス ☎580・4040